一般質問

12月定例会では15名の議員が一般質問を行いました。一般質問は、現在市が抱えている重要な課題について市長などにただすもので、下の表のとおり質問を行いました。ここではその一部を掲載しました。

※本紙では、今議会で行われた質疑応答を、広報委員会で抜粋し、事項別に整理し掲載しています。個々の議員の発言等、詳しくは２月上旬発行予定の本会議録を閲覧、またはインターネットでご覧ください。インターネットを利用する場合は「かまくら GreenNet」から鎌倉市議会ホームページを開き、会議録検索システムをクリックしてください。

小田嶋敏浩	「県立フラワーセンター大船植物園の再編計画にともなうまちづくりについて」
萩原　栄枝	「市長の政治姿勢　―公約に基づいて―　○福祉　○大船駅再開発」
赤松　正博	「ゴミ収集について」「建築指導行政について」
石川　寿美	「子供を取り巻く環境について　○化学物質過敏症について　・学校、保育園等の施設、設備に関する事　・子供の通う施設等　○学校給食について」「ゴミ問題について」「アスベスト対策について」
早稲田夕季	「まちづくりについて　○市街地の身近な公園の整備について　○観光都市・鎌倉の基盤整備について」「不登校児童・生徒に対する支援の充実　○不登校児童・生徒に対する相談員について　○学校外のフリースペースについて」
前川　綾子	「教育行政における諸問題について」「消防の救急救命業務について」
久坂くにえ	「市内建築物への耐震対応について」
吉岡　和江	「福祉の充実について」
高野　洋	「災害対策について　○情報伝達体制の充実　○住宅の耐震化促進　○津波対策への取り組み」「消防体制の強化について」「横須賀への原子力空母配備計画について」
納所　輝次	「防災行政について　○地域防災のあり方について　○火災予防のあり方について」「行財政改革推進のあり方について」「障害者福祉行政について」
三輪裕美子	「市長の政治姿勢について　○平和推進　○行財政改革　○女性政策　○市民協働」
原　桂	「教育行政の諸問題について」「行財政改革について」
渡邊　隆	「自主財源の確保について　○三位一体改革への対応　○自主課税権の強化　○産業の振興　○市有財産の有効活用　○新たな可能性　・ミニ市場公募債の発行　・路線価の状況」「人事評価と行政評価について　○評価基準　○数値目標　○予算達成」
松尾　崇	「市長の選挙公約について」「野村総合研究所跡地土地利用について」
山田　直人	「電子自治体の推進について　○第3次アクションプランの取り組み状況　○電子自治体推進体制」「一般質問等のＰＤＣＡサイクル（チェック）　○組織改革について　○行政評価について　○協働関係の構築について　○耐震対策について　○住宅政策について　○幼保一元化について　○スポーツ施設整備について」

建築指導行政を問う

耐震強度偽装問題にかかわる建築確認の問題、耐震問題、アスベスト問題と、今定例会においても、市民生活に密接な質問が行われました。

【建築確認】

質問…耐震強度の偽装問題が私たちの関心を引いているが、鎌倉市では耐震強度が偽装された物件にかかわった事業者の建築物は存在していなかったか。

部長…平成十三年から十七年の五年間分について、マンション・ホテル等の調査をしたが、現時点では、これらにかかわった建築主、設計事務所、施工業者の建築物は本市には見つかっていない。

質問…自治体が偽装を見逃し、建物の耐震性を見抜けず、建築確認を出した例が明らかになっている。鎌倉市ではこのような事例が意図的に行われていた場合、発見するような体制は整えているか。

部長…鎌倉市が建築確認をおろした事例については、そのようなことはないと考えているが、万一、そのようなチェックミスが発見された場合には、市民の安全・安心を第一に考えて適切で機敏な対応をしたい。市民に対する市民の居住、建物の安全性に対する責任は自治体としても負っていることであり、国の制度と市民に対する責任との間でどのような対応が適切であるか、今後真剣に検討していきたい。

質問…問題になっている指定民間検査機関の物件名を公表できないか。

部長…誰が建築確認をおろしたかが分かる建築計画概要書が閲覧可能になっている。また、偽装にかかわった建築物だということが明確でないのに、関係の指定機関が確認をおろしたというだけで公表することは、居住者、周辺住民の不安を助長する可能性があり、公表すべきではないと考える。

質問…安全を市民に約束するという意味で、耐震診断をすべきではないか。

部長…国や自治体で、できるかぎりの耐震診断の補助を行うことで対応する。国の対応策が、耐震診断に対する助成ということで出ているので、国の方向性を見きわめたい。

質問…国の方向性を待つということだが、市民が不安に感じないか。

市長…市民の安全・安心を守るという観点から、まだ未解明の部分もあるし、緊急性を要する問題もあると思う。具体的な今回の事件に起因する部分のプロジェクトチームを早急に立ち上げ、さまざまな問題に対応させる。

陳情の議決結果

陳情5件を採択、2件を不採択

【採択した陳情】

◇鎌倉芸術館の運営についての陳情

陳情の要旨は、鎌倉芸術館の運営に当たり、開館以来はぐくんできた市民の参画・協働への道を閉ざすことなく、今後も引き続き進めるための仕組みとして、市民の意見を反映できる機関の設置、市民が主体となって企画運営できる市民参加事業の継続を要望するものです。

委員会では、指定管理者による管理のもとにおいても、市民のための施設であることを基本とし、健全な運営を担保することを前提に、市民の意見を反映し、市民参画・協働の視点を重視することが必要であることから、委員会及び本会議において、総員の賛成により採択しました。

◇鎌倉市立小学校での少人数学級の実現についての陳情

陳情の要旨は、子供一人ひとりが大切にされる学習条件を保障するため、市立小学校での少人数学級の実施について、当面一・二・三年生での三十五人学級を実現してほしいというものです。

委員会では、少人数学級の必要性は認めるが、学校によって児童数が異なる状況を考えると、将来、弾力的に学級編制を行うことができればよいとの判断から、継続審査とする意見がありました。また、一・二年生を対象に少人数学級の導入を目指しており、その効果も徐々に現れているとの報告を考えると、三年生まで拡大実施することを視野に入れた取り組みが有意義と思われることから、採択すべきとする意見、ある程度の人数の中で勉強することに学校の意味があることなど、教育委員会が弾力的に実施すべき問題から不採択とする意見がありました。

採択とする意見がありました。

委員会では異なる意見に分かれましたが、結論を出すこととした結果、採決では、可否同数となったため委員長裁決により採択としました。本会議では、多数の賛成により採択しました。

◇玉縄地域の保育待機児童解消に向けた対策に関する陳情

陳情の要旨は、玉縄地域では近年、マンション開発が進み、保育需要が伸び続けることが予想されるので、保育待機児童を解消するための具体的な行動を一刻も早く取ってほしいというものです。

委員会では、玉縄地域に限定したものであるが、市内全域で多くの待機児童がいる現状を市も十分認識し、努力しており、早急な対策と課題解決の動向を見守る意味で継続審査とする意見と、人口が急増する玉縄地域においては緊急課題であり、暫定的な対策であっても、早期に具体的な行動が必要との判断から、採択すべきとの意見がありました。

委員会では、結論を出すこととした結果、総員の賛成で採択し、本会議でも、総員の賛成により採択しました。

◇山本山所有の山林保全を求めることについての陳情

◇常盤山緑地保全についての陳情

陳情の要旨は、前者の陳情は、常盤山の一部である当該山林の保全に議会の尽力を願いたいというもので、後者の陳情は、常盤山の一部である当該緑地のマンション建設計画に反対し、本市が当該緑地の全面保全を図り、緑に関する市の基本計画を実現するよう議会に尽力を願いたいというものです。

委員会では、いずれの陳情も常盤山緑地の一部である梶原四丁目に計画されているマンション建設予定地の山林及び緑地の保全を求めるものであることから、一括して審査を行いました。前者の陳情では、緑保全という趣旨が一貫しており採択であるが、後者の陳情については、陳情の要旨にマンション建設計画に反対という内容があり、開発計画の中身についても審査しないと、議会としての責任が果たせないので、議員自ら議決し制定された建築等に係る紛争の予防及び調整に関する条例にのっとり判断すべきとして、継続審査とする意見がありました。また、陳情のタイトルや中身は、緑地保全を求めるための努力をしている市の取り組みを後押しする意味で、いずれの陳情も採択すべきとの意見がありました。

委員会では、いずれの陳情も結論を出すことにした結果、総員の賛成で採択し、本会議でも、総員の賛成により採択しました。

子どもの安全のために

全国で女児殺人事件が多発していることから、通学の安全のほか、学校施設の環境衛生、学校教育における介助員等の質問が行われました。

【通学の安全】

質問…奈良、広島と事件が続き、また栃木で事件が起こった。神奈川県内でも女児ばかりねらった同じ手口の事件が発生している。横浜市、川崎市、藤沢市と近隣市でのことだ。事件が起きた後で不審者の目撃情報の存在が明らかになるなど、対応のおくれが事件につながる場合が多いようだ。鎌倉市としてはどのような考えか。

市長…今回栃木の事件後、緊急の対応として、各学校での学生ごとの一斉下校、方面別下校、一人で下校させない指導、下校時間帯での職員による巡回を実施している。また、本日（十二月八日）からだが、消防車両を巡回に八台出す予定だ。今回の栃木の事件をかけや、青色回転灯を装備した防犯パトロール車の巡回などの見守り活動を行う。

【環境衛生・化学物質過敏症】

質問…シックスクール（※文末参照）の調査はどうなっているか。

部長…文部科学省では学校環境衛生の基準として、対象となる化学物質、数値を定めている。鎌倉市では学校施設については十四年度から検査を実施している。ホルムアルデヒド、トルエンなど六対象品目について調査を実施してきたが、いずれも基準値内だった。

質問…鎌倉市では全学年、全教室での検査をしているか。

部長…調査対象となる教室だが、毎年度、普通教室と一教室、特別教室を一教室、調査を実施している。三年間実施してきたが、今後も空気中の環境を中心に調査していかなければいけないと思っている。特に音楽室、コンピューター室など特別教室については、普通教室と比べると数値が高いので、今後は特別教室を中心に調査し、環境を守っていきたいと考えている。

質問…現在、シックスクール、化学物質過敏症と言われる児童・生徒はいるか。

部長…各学校は毎年学校保健調査書で、子供たちの健康状態を把握するため調査を実施しているが、今まで化学物質過敏症という症状を訴える児童・生徒はいない。

【不登校対応】

質問…スクールカウンセラーは中学校で児童・生徒の相談を行い、学校にこられない子供たちの家庭を訪問しているのは訪問相談員やメンタルフレンドと呼ばれている。現在こうした相談員はそれぞれ何人体制で対応しているか。

部長…スクールカウンセラーは、中学校全校九名配置、また訪問相談員は国の委託事業として一名配置、メンタルフレンドは大学生、大学院生六名が登録している。

質問…中学校全校にスクールカウンセラーを配置しているが、小学校には配置されていない。カウンセラーの拡充はどうなっているか。

部長…中学生は思春期という時期であり、不登校だけではなく、家庭・友人関係の悩みなどもあり、中学校を優先した。また、小学校については、つきがあり、不登校がゼロの小学校もある。そういった状況も見ながら小学校の配置は今後検討していく。

【介助員・援助員】

質問…普通学級介助員、援助員とはどのような仕事をするのか。その対象となる児童・生徒の中には軽度発達障害を持つ者も含む、その軽度発達障害とは学校内でどのような状態を指すのか。

部長…普通学級介助員、援助員は、肢体不自由児、ダウン症等の発達障害及び軽度発達障害の児童・生徒に対して必要な介助・援助を行っている。また、軽度発達障害の状態としては、授業時間に教室にいられない多動性、思いたことをすぐに言動にする衝動性、限定された興味だけに熱中する強いこだわり、学習の基礎能力の一部分だけが著しく遅れる学習障害などがある。

質問…介助員に比べ、援助員の役割はどのようなものか。従事する時間帯、期間は。

部長…援助員の主な仕事としては、生活面や安全面で援助が必要な児童・生徒に対しての派遣で、個人ではなく、学年に対して派遣をしている。勤務は、月十二日、午前八時三十分から午後四時まで。期間は支援の必要な児童・生徒の状況により、学期ごとに必要性を判断して派遣している。

【自立支援教室】

質問…学校外の「第二ひだまり」のような支援教室、フリースペースについて、その具体的な用地の確保はどうか。

教育長…その場所の予定が立ってきたので、来年度、そこを利用したフリースペースを考えている。自宅から一歩も出られない子供さんも含めた場所としての考えも入れている。

質問…開設に向けてどのような施設運営を考えているか。

教育長…当面は子供たちの心をゆったりと開き、心をやすめるかかわりを徐々に持ち、他の子供たちとの集団活動ができるような支援が必要と考えている。

※シックスクール…学校環境において、校内で使われている建材や塗料、殺剤などの化学物質によって起こる健康障害のこと

可決した決議

議会は12月22日の本会議において、多数の賛成により、次の２件の決議を行いました。

石渡市長に対する問責決議

去る、平成17年３月14日付鎌倉指令開指第７－42号をもって小松原建設株式会社に対し、許可処分を行った鎌倉市岡本二丁目78番１ほか３筆の土地における開発行為が、平成17年12月９日付で神奈川県開発審査会により、接道条件を満たしていないという理由で違法な処分とされ、開発許可取り消しの裁決が行われた。

鎌倉市長（処分庁）が、法を犯すことは断じてあってはならない行為であり、この責任は重大である。

今後、開発審査会の裁決を真摯に受けとめ、かかる過ちを再び繰り返すことのないよう、猛省を促すものである。

よって、鎌倉市議会は、処分庁である石渡市長に対し、ここに責任を問うものである。

以上、決議する。

平成17年12月22日　　鎌倉市議会

市有地岡本二丁目260－２番地及び市道053－101号線の原状回復と適切な管理を求めることに関する決議

標記の市有地及び市道は、12月９日、県開発審査会において開発許可取り消しとなった開発事業によって、現在一部改変された公共施設である。

市有地260－２番地は、昭和39年に道路用地として取得し、市道053－101号線の際段状道路を保護し、一般の通行の安全を確保するため、石積みによる擁壁として機能してきた。

ところが鎌倉市は、約2,500平方メートルの開発事業計画に当たり、接道条件を満たすため、当該事業区域に接する市有地260－２番地34平方メートルを事業区域に編入し、道路状に整備することに同意した。そのことにより、際段状の市道の一部は開発区域の主要な出入り口として整備されることになり、現状の緩やかな際段状が大きく改変されることにより、これまでより勾配がきつく、途中にある踊り場も４分の１に縮小されることとなった。

公共施設の管理者である市は、当該公共施設を適切に管理し、住民の安全や利便を図り、もって福祉の向上に努めなければならないことは言うまでもない。高齢化が進む本市にあって、公共施設のバリアフリー化が重要な施策となっているとき、当該際段状の道路を大きく改変することは住民の安全や利便を図ることに逆行するものである。

市の説明によれば、事業者は「事業の再申請の意向」とのことであるが、当該市有地が住民の安全と利便性を確保するためのもので、開発区域に編入することによってはその目的を達成することはできない。

よって市長におかれては、改変された市有地と市道の原状回復の措置を速やかに講じ、適切な維持管理に努めることを求めるものである。

以上、決議する。

平成17年12月22日　　鎌倉市議会

可決した意見書

議会は、地方自治法第99条の規定に基づき、地方公共団体の公益に関する事件について、意見書を提出することができます。今定例会では次の３件の意見書を可決し、鎌倉市議会として内閣総理大臣及び関係省庁などに送付しました。

原子力空母配備合意の撤回を求めることに関する意見書

去る10月28日、日米両政府は、在日米海軍横須賀基地を事実上の母港とする通常型空母キティホークの後継艦として、2008年にニミッツ級の原子力空母を配備することで合意したと発表した。

本市議会は、本年６月に原子力空母母港化反対等に関する意見書を議決し、政府に要請したところであるが、地元である横須賀市を初め関係自治体に何の説明もなく発表された今回の合意を到底容認することはできない。

原子力空母の配備により、もし放射能事故が起きる事態となれば、世界に誇るべき歴史的遺産と自然を有する本市においても、その影響ははかり知ることができず、市民の安全を守る立場からも容認することはできない。

よって、政府におかれては、地元横須賀市はもちろんのこと、近隣自治体の市民感情及び唯一の被爆国である我が国の核に対する国民の感情を十分に考慮し、横須賀基地への原子力空母の配備合意を撤回するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年12月６日　　鎌倉市議会

県立フラワーセンター大船植物園の現状を維持し保全することを求めることに関する意見書

県立フラワーセンター大船植物園は、昭和37年に開園して以来、国内外から収集した優れた観賞植物を栽培・展示し、花卉愛好者団体を初め幅広い年齢層の地域住民に支持され親しまれてきた施設である。

しかしながら、現在、神奈川県において、花と緑のふれあい拠点（仮称）「核となる施設」を平塚市に整備する計画が進んでいることから、大船植物園との展示植物の重複を避け、運営の効率化を踏まえ、同園の規模を縮小する意向が示されている。

同園はこれまで、貴重な大船固有種を含む多くの植物を栽培する一方、園芸教室や園芸相談などを通じ、栽培知識の普及に努めるとともに、花卉愛好者団体に活動の場を提供してきた。また、ＪＲ大船駅から徒歩圏に位置し、交通の利便性が高く、年間を通じて花と緑に触れることのできる貴重な施設として、老若男女を問わず多くの来訪者に親しまれ、心をいやす憩いの場として定着しているところである。仮に県における同園の縮小計画が実施されれば、現在の伸びやかな庭園の情景はほぼ消滅し、多くの貴重な植物を観賞する機会が半減するものと予測される。

人々が木々の緑や美しい草花に触れることで得るものははかり知れず、大船植物園の規模を縮小することは、県民にとって、また市民にとっても貴重な財産を失うことになると言わざるを得ない。

よって、神奈川県におかれては、県立フラワーセンター大船植物園の現状を維持し保全するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年12月22日　　鎌倉市議会

障害者自立支援法の施行に関する意見書

障害者自立支援法が成立し、新法に基づいた障害者福祉・医療サービスが2006年４月から段階的に実施される。この法では、身体・知的・精神の３障害を統合した介護サービスが供給されること、支給基準を統一し市町村にサービス主体を一元化すること、就労支援の強化を図ることが盛り込まれている。

しかし、障害者福祉・医療サービスに定率負担（応益負担）を導入すること、認定される障害者障害程度区分によって利用できるサービスに制限があることなど、現行のサービスを障害者がこれまでどおり受けられるか、当事者や家族から不安の声も出ている。

新法では、いくつかの利用料軽減策が盛り込まれたが、実際には「同一生計」範囲の選択として、①家族が税法上の障害者控除を行っていないこと。②医療保険の被扶養者になっていないこと。③施設・グループホームの利用者については預貯金が一定額350万円を上回っていないこと。④工賃収入などの基礎控除が3,000円までなど、多くの制限が設けられている。障害が重いほど所得保障も不十分な中で、家族介護・支援に依存せざるを得ない実態や障害ゆえに二重・三重の経済的支出を余儀なくされている実態が考慮されておらず、現実の利用料軽減につながるかは甚だ疑問である。

サービス支給の前提条件である障害程度区分認定の仕組みも、介護認定基準をベースとしているため、身体介護以外の障害に対し、客観的介護度を判定できる仕組みとなっていないことが大きな問題である。実際にモデル認定事業でも、二次判定で身体36%、知的48%、精神44%が修正されている。また、介護保険制度にあるケアマネジャーなどのサービス利用の手続等をサポートする仕組みがあいまいになっており、このままでは、制度へのアクセスが困難な障害者は制度を利用することができない。

以上のことから、下記の点について、障害者と家族、関係者の声を十分に聞いて制度を見直し、利用者の実態を反映した政省令を策定することを強く求めるものである。

記

１　定率負担の実施は、利用者の負担増を考慮し、障害者と家族の声を十分に聞いて見直すこと。

２　利用者の実態や意見を最大限反映できる障害程度区分の認定とすること。

３　障害者区分によって利用するサービスに制限が加えられることのないようにし、現在利用しているサービス水準を維持すること。

４　利用者の実態を踏まえ、必要なサービスが利用できる国庫補助基準を設定すること。

５　障害者の就労確保を図るために、積極的な支援制度を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年12月22日　　鎌倉市議会

下校時に巡回を行う消防車両